

第13回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する 調査会におけるご質問への回答について

平成26年1月
中部電力株式会社

1. 値上げの要因等

質問事項	説明資料
何が値上げの主因か、当該主因を抑える経営努力が払われたかについて、消費者に分かりやすくご説明いただきたい。	今回提出資料 P10 (省略) 第6回 資料4 P5 第8回 資料6-4 P33,35
原子力代替のためのLNG増(P.6)があっても、単価アップがなければ(P.12)ガス系燃料費 3,103億円のコスト減(10,857→7,754億円)となり、収入不足額1,267億円(P.4)を上回ったのではないか。値上げ原因が、単純に原発停止に伴う燃料費増と言い切れるのか、これらの要因について、「価格要因」「数量要因」に区分してそれぞれの影響度を定量的に分かりやすくご説明いただきたい。	今回提出資料 P11 (省略) 第6回 資料4 P12 第8回 資料6-1 P30
原発停止、燃料費単価増、為替の影響、その他等、値上げの要因ごとに数値(値上げに対する寄与率のようなもの)を示していただきたい。	

※ 質問事項欄()内に記載のページ数は、第6回電気料金審査専門小委員会資料4のページ数となります。(以下同様)

2. 財務状況

質問事項	説明資料
内部留保があっても値上げが必要な理由について、どのようにお客さまに説明しているか。その内容をご説明いただきたい。	今回提出資料 P12,13
金融機関が貸出先の財務状態を判断するに際して3期連続の赤字になると金融機関から資金借入れに支障がでてくるという問題と、資金調達コストとして事業報酬が電気料金に含まれているという点の関係について、消費者に分かりやすくご説明いただきたい。	今回提出資料 P14 (省略) 第10回 資料4 P18
繰越利益剰余金及び別途積立金等の自己資本維持の必要性について、中部電力の固有の課題(地震対策・火力発電比率の相対的な高さ等)を踏まえた発電設備等の今後の設備投資資金に充当するというご説明であるが、このご説明はこれまでも設備投資のために自己資本維持がなされてきていることが前提となっている。このような自己資本維持を主張されるならば、現状における発電施設等がどのような財源で調達されてきたのか、その結果として現状の貸借対照表において、資金調達サイドである貸方の自己資本部分(特に繰越利益剰余金及び別途積立金)が、資金運用サイドである借方の有形固定資産の形成との関連でどのように寄与してきたのかという点について、貸借対照表を基礎として可能な限り定量的にご説明をいただきたい。	今回提出資料 P15
- 事業報酬とは、電気事業の運営に必要となる資金調達コスト(支払利息や配当金等)に当たるものです、と説明されている。事業報酬の算定における他人資本報酬率との比較、利率変化について検討するため、次の事項について示していただきたい。 3兆3千億円の有利子負債との説明があった。年間の支払利息額と平均利率を示していただきたい。 - 借り換え分も含め、毎年6,000～7,000億円の資金調達が必要との説明があった。年度ごとの借り換え分と新規調達分の額をそれぞれ示していただきたい。 - 毎年6,000～7,000億円の資金調達について、年度ごとの調達額に対応した平均利率を示していただきたい。 (これにより、既存調達分と借り換えを含めた新規調達分の平均利率の差異について知ることができる。)	今回提出資料 P16,17

2. 財務状況

質問事項	説明資料
・消費者としては中部電力の繰越利益剰余金及び別途積立金が正の値であることに関心をもっており、それに対して「早期の収支改善見込みが得られない場合には繰延税金資産の取り崩しを余儀なくされ、自己資本がさらに大きく減少」との説明がなされている。これは受益者が電気料金の値上げを負担することにより、収支改善見込みがなければ繰延税金資産が取り崩され、現在計上されている繰越利益剰余金及び別途積立金残高が大きく毀損するということと理解でよいか。 もしそのような説明をされるのであれば、現状、貸借対照表に計上されている繰延税金資産について、その回収可能性に係る将来年度の課税所得の見積もり等のスケジュールリングにつき、電力料金値上げがどのように具体的・定量的に関係しているのかという点を可能な範囲でご説明いただきたい。	(省略) 第10回 資料6-1 P51
・中部電力では平成25年6月26日の定時株主総会において平成25年3月期決算に関して1株当たり25円の配当をしており、直近の中間配当は見送りをしているという理解でよいか。電気料金値上げにより受益者負担を求めることとのバランスの観点から、今後の配当政策についてどのようにお考えであるかご説明いただきたい。	今回提出資料 P18

3. 需給計画

質問事項	説明資料
短期・長期それぞれの電力需要想定と、それを踏まえた設備投資計画や予備率の考え方についてご説明いただきたい。	今回提出資料 P19 (省略) 第10回 資料6-1 P2,5,6,7,16

4. 人件費

質問事項	説明資料
退職給与金については、勤務費用・利息費用の他、数理計算上の差異の償却費用が大幅に減少している。この点に関し、今般の電力料金値上げに関連した経営合理化の一環として退職給付制度の内容をどのように変更されたのか、例えば確定給付型年金と確定拠出型年金の現状における割合等を示すなど、詳細にご説明いただきたい。	今回提出資料 P20 (省略) 第7回 資料8-2 P1,12
議員を兼任している社員への給与の支払いの有無についてご説明いただきたい。議員兼任社員の数を示していただきたい。	今回提出資料 P21
出向者、受け入れ者の数と主な出向先・受け入れ先、及び負担額・費目を示していただきたい。	(省略) 第7回 資料8-2 P7-10
人員の推移の中で(P.11)、人員増加した理由をご説明いただきたい。	(省略) 第7回 資料8-1 P1,3,5-7,10-12
出向者の人数、顧問等の給与、執務スペース、社用車等の諸経費は原価算入されているのか、また、原価算入されていないのかも支払っているのかご説明いただきたい。	今回提出資料 P22

5. 燃料費

質問事項	説明資料
LNGのガス調達単価(1tあたり)、LNG 化費用、タンカー輸送費用、内航運賃等をできるだけ詳細に示していただきたい。長期契約やスポット契約の内容を示していただきたい。	(省略) 第8回 資料6-1 P1,4-6,11,12
燃料費の太宗を占めるLNGの調達価格について、他電力との比較資料を提示していただきたい。	今回提出資料 P23
これまでの各社の査定に添った申請をされているということだが、トップランナー価格やチャンピオン交渉をどのように査定額に反映しているのかご説明いただきたい。	(省略) 第8回 資料6-1 P13-15
燃料費(P.12)のうち、石炭系におけるバイオマス発電の正確な内訳(金額、発電電力量、単価)を示していただきたい。	今回提出資料 P24
メリットオーダーについての基本的な考え方をご説明いただきたい。水力発電が減少している理由をご説明いただきたい。	(省略) 第7回 資料7-2 P2-5,15 第8回 資料4-2 P8
北米におけるシェールガス産出に伴う国際的な天然ガスの需給構造の変化を踏まえ、将来の効率化努力を先取りした調達価格を織り込んだ原価算定を行っているかご説明いただきたい。	(省略) 第8回 資料6-1 P16
今般の申請における基準燃料価格(P.43)の変更の要因と燃料費調整制度との関係についてご説明いただきたい。	今回提出資料 P25,26

6. 事業報酬

質問事項	説明資料
・支払利息低減効果のある剰余金残高相当額をレートベースから自主的に控除されているとのご説明であるが、今回改訂時においては剰余金残高相当額から繰延税金資産を除いている。その理由をご説明いただきたい。また前回改定時においても繰延税金資産が計上されていたと認識しているが、その際には剰余金残高相当額から当該繰延税金資産を控除していたのかご説明いただきたい。もし前回と今回でこの取扱いが異なるのであればその理由を分かりやすくご説明いただきたい。(P.18)	(省略) 第7回 資料4 P4 第10回 資料6-1 P34,48,49
・レートベースの対象外資産としている「休止設備・貸付設備・電気事業外資産等」について、その詳細な内訳をご説明いただきたい。また対象外資産が網羅的に把握されているのかどうか、つまりレートベースに算入されている資産の中に本来対象外とすべきような資産が含まれていないのかどうかという点を確認するため、レートベースの対象外資産をどのような方法で具体的に把握したのかという点について、ご説明をいただきたい。	(省略) 第10回 資料6-1 P36,52

7. 原子力関連費用

質問事項	説明資料
・原子力規制委員会が策定した新規制基準への対応のために浜岡原子力発電所に施す安全性向上対策に係る経費が原価に含まれるかご説明いただきたい。(P.7)	(省略) 第10回 資料6-1 P12
・稼働していない原子力発電所に関連する費用で原価に含まれるものについてご説明いただきたい。	今回提出資料 P27
・廃炉費用について、電気事業会計規則等の一部改正により解体引当金の積立方法が生産高比例法から定額法に変更されたが、電気料金への影響について、次の各観点からご説明いただきたい。 － 長期スパンでの料金への影響 － 両方式で算定した料金の比較 － 事故が発生した場合の料金への影響	今回提出資料 P28,29

8. 普及開発関係費・研究費・諸費

質問事項	説明資料
一般財団法人電力中央研究所の研究内容の内訳(一覧)を示していただきたい。	(省略) 第9回 資料6-3 P15

9. 調達・効率化等

質問事項	説明資料
調達(設備、修繕、委託等)における現在の競争入札の割合、競争入札比率を向上させるための契約形態等の具体的な変更内容及び競争比率向上に向けた具体的な施策等について説明いただきたい。競争入札の今後の目標比率(35%)について先のヒアリングで説明があったが、改めて3か年計画における目標比率を示していただきたい。	(省略) 第8回 資料6-4 P18,47,52
今回の算定期間(H26~28)の経営効率化によるコスト削減が1,633億円とのことだが(P.5)、過去3年間の経営効率化の実績を項目別に数値で示していただきたい。	(省略) 第8回 資料6-4 P31
設備投資(P16)で、その他項目が伸びているが具体的内容をご説明いただきたい。	(省略) 第6回 資料4 P16 第10回 資料6-1 P3

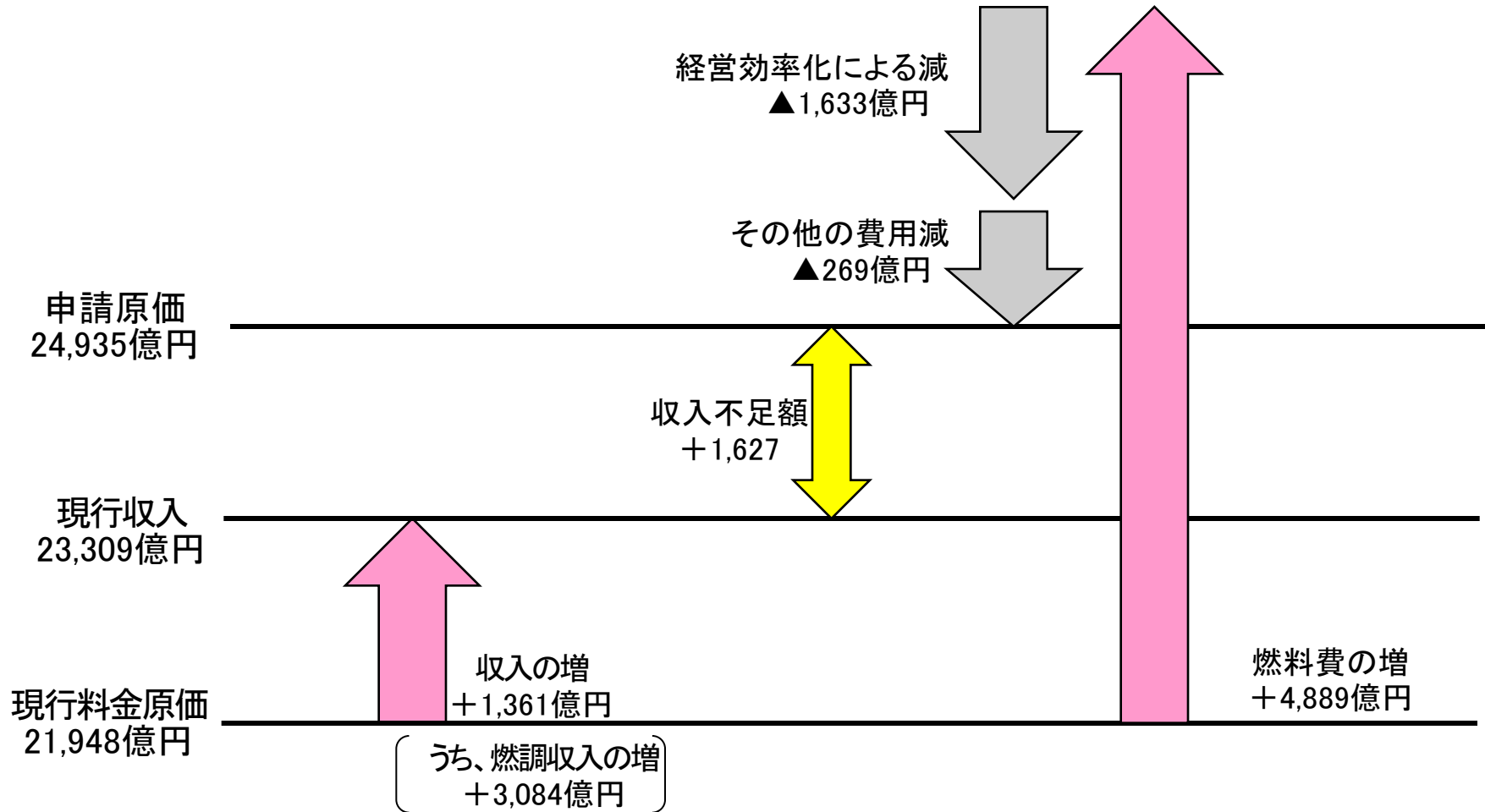
10. その他

質問事項	説明資料
【経営ビジョン・原発再稼働】 ・ HPIに掲載している「経営ビジョン 2030」及びその中で示されている原子力比率50～60%は、現在も目標として掲げているか。値上げが必要とされながら、2011年2月時点の経営戦力をいまだにHP掲載されているのはなぜかご説明いただきたい。（需要家に対する説明責任があるのではないか。）	今回提出資料 P30
【ステークホルダーごとの負担の分担】 ・ 今般の電気料金値上げに関して、株主、金融機関、関連会社、発注先、役員、従業員、利用者等ステークホルダーごとの負担がどのようになっているのかという点について、消費者にわかりやすく定量的にご説明いただきたい。	今回提出資料 P31
【費用の配賦】 ・ 規制部門と自由化部門の費用の配賦についてご説明いただきたい。	今回提出資料 P 32, 33, 34, 35, 36 (省略) 第10回 資料6-3 P5,32
【延滞利息制度】 ・ 早遅収料金制度の廃止、延滞利息制度の導入時期を教えてください。	(省略) 第10回 資料6-3 P51
【政治献金】 ・ 政治献金への支出が電気料金に含まれていないか。新聞報道によると(11月30日付・朝日)、電力会社役員が政党への献金をしているとのことだが、その支出が役員報酬からか、ポケットマネーからかの区別はつけられるのか。個人献金であっても、公益企業の役員の肩書で政治献金となされることについて疑問視する意見もあるが、中部電力はどう捉えているのか。	今回提出資料 P37

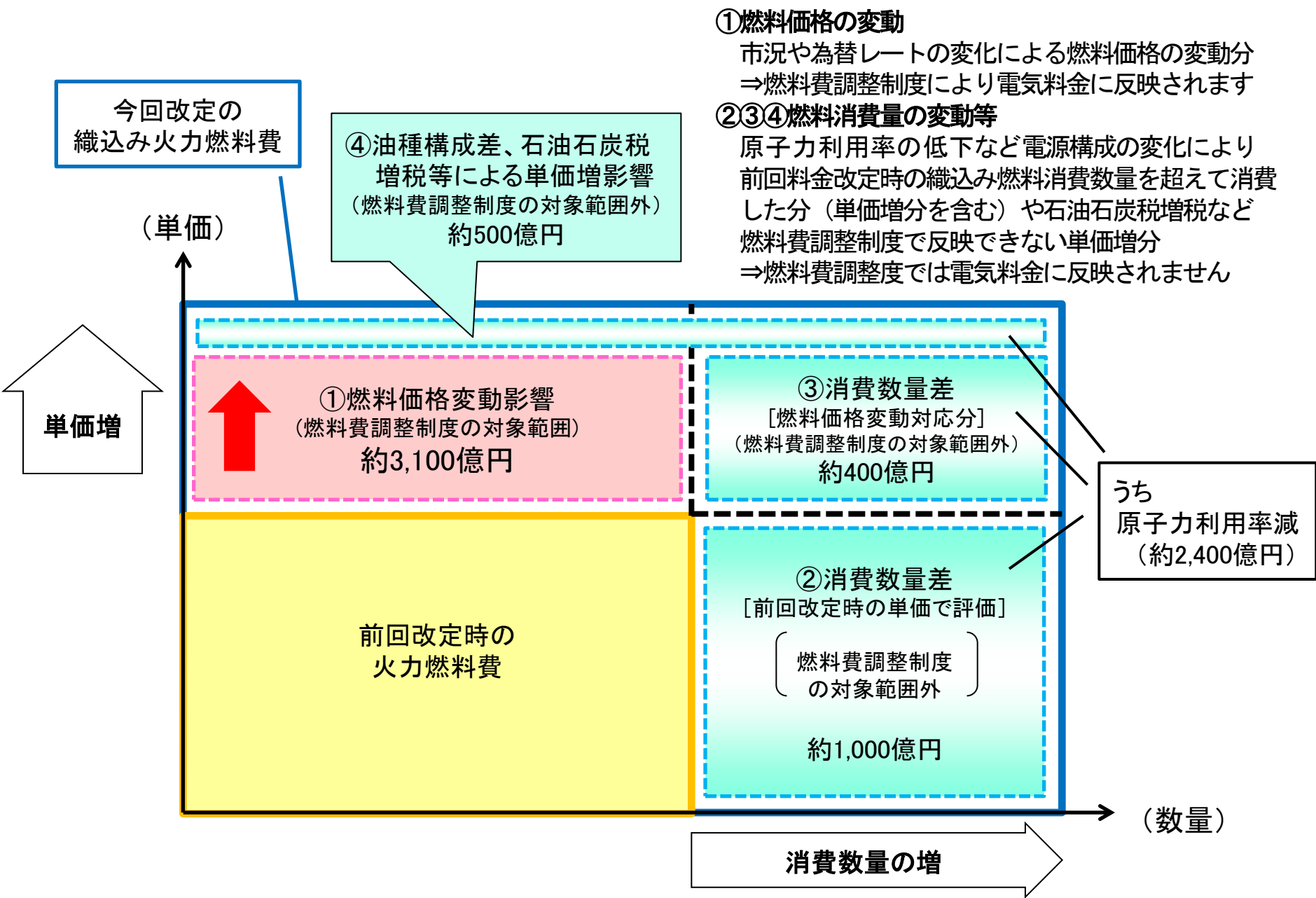
説明資料

1. (1) 値上げの主要因

- 燃料費調整による収入の増加はあるものの、浜岡原子力発電所の全号機停止に伴う火力燃料費の増加の影響が大きく、最大限の効率化によるコスト削減を反映したとしても、現行の料金水準では、電力の安全・安定供給に必要な費用を賄うことが困難な状況にあります。



【参考】燃料費増加の燃料費調整制度との関係



2. (1) 値上げが必要な理由のお客さまへのご説明

- お客さまに値上げをお願いするにあたりまして、値上げ申請をするに至った背景、経営効率化の取り組み、値上げ申請の内容等について、お客さまや各種団体の皆さまへの丁寧なご説明に努めております。

◆ご家庭など規制部門のお客さま・各種団体さまからのお問い合わせ・ご説明状況(12月28日時点)

お客さま	消費者団体さま など	自治体さま など
約3,400件	約40件	約900件

◆「剰余金があるのに、なぜ値上げをするのか」とのご質問へのご説明内容例

- 「剰余金」とは、「電気事業の運営上必要な設備(資産)」のもととなった「資金の源泉」を示すものであり、「手元に残してあるお金」を表すものではありません。なお、電力の安全・安定供給を行うにあたっては多額の資金が必要となりますが、当社はこの資金を調達するにあたり、金融機関からの借入金等と合わせて、剰余金という「無利息のお金」を活用することで、支払利息の低減に繋げてまいりました。
- 当社は、浜岡原子力発電所の全号機停止以降、1日でも長く、現行の料金水準を維持できるよう、経営効率化に全力で取り組み、収支の改善を図ってまいりましたが、火力燃料費の増大は、経営効率化によって吸収できる水準を大幅に上回っており、3期連続の赤字となることが避けられない状況となっております。
- これは、企業としての健全性を著しく欠いている状況であり、市場取引における信用力の低下から、資金・燃料・資材調達等において、厳しい状況に陥る可能性があります。
- ✓震災以降、電力を安定的に供給していくために必要な資金の調達コスト(支払利息など)は、大幅に上昇しております。
 - ✓今後、確度の高い収支改善策を具体的に提示できなければ、「不良債権」と判断され、新規の融資を受けることが難しくなるおそれがあります。
 - ✓信用力の低下から、一部売主に対し、銀行の信用状等の提出が必要になるなど、燃料や資材調達等に影響が生じる可能性があります。
- 当社最大の使命である電力の安全・安定供給を継続していくためには、収支の改善を図り、信用力の低下に歯止めをかける必要がございます。したがって、誠に心苦しい限りですが、電気料金の値上げについて、お願いせざるを得ないとの判断にいたりました。

お客さまや各種団体さまに「剰余金があるなかで値上げをお願いしなければならない理由」をご説明するにあたっては、これまで電気料金審査専門小委員会にてお示しさせていただいた資料に加え、個別に別紙のような資料を用いてご説明しております。

...

別紙1(省略)

別紙2(省略)

規制部門	ご家庭のお客さま等への周知	検針チラシ	11月検針時	約7百万件
		検針票(裏面)	11月検針時	約8百万件
		請求書(裏面)等	11月分	約2百万件
	お問い合わせへの対応	電気料金値上げ申請に関する専用ダイヤル	申請時～	約3千件
		各営業所等	申請時～	約4百件
自由部門	契約電力500kW未満のお客さまへの周知	ダイレクトメール送付・電話・訪問等	11月～	約8万件
	契約電力500kW以上のお客さま等への周知	訪問	11月～	約3万件
共通	各種団体さまへの訪問・説明	自治体さま等	申請時～	約900件
		消費者団体さま等	申請時～	約40件
		業界団体さま等	申請時～	約80件
	ホームページによる周知	料金改定専用ページへのアクセス件数	申請時～	約2万件

※申請日以降(10/29～12/28)の集計値

また、上記のほか、下記のような対応も行っております。

目の不自由なお客さま	➤点字検針票対象のお客さまに対して、点字のPR資料を配布しております。
外国籍のお客さま	➤英語表記のPR資料を営業窓口にご用意しております(当社ホームページにおいても掲載)。

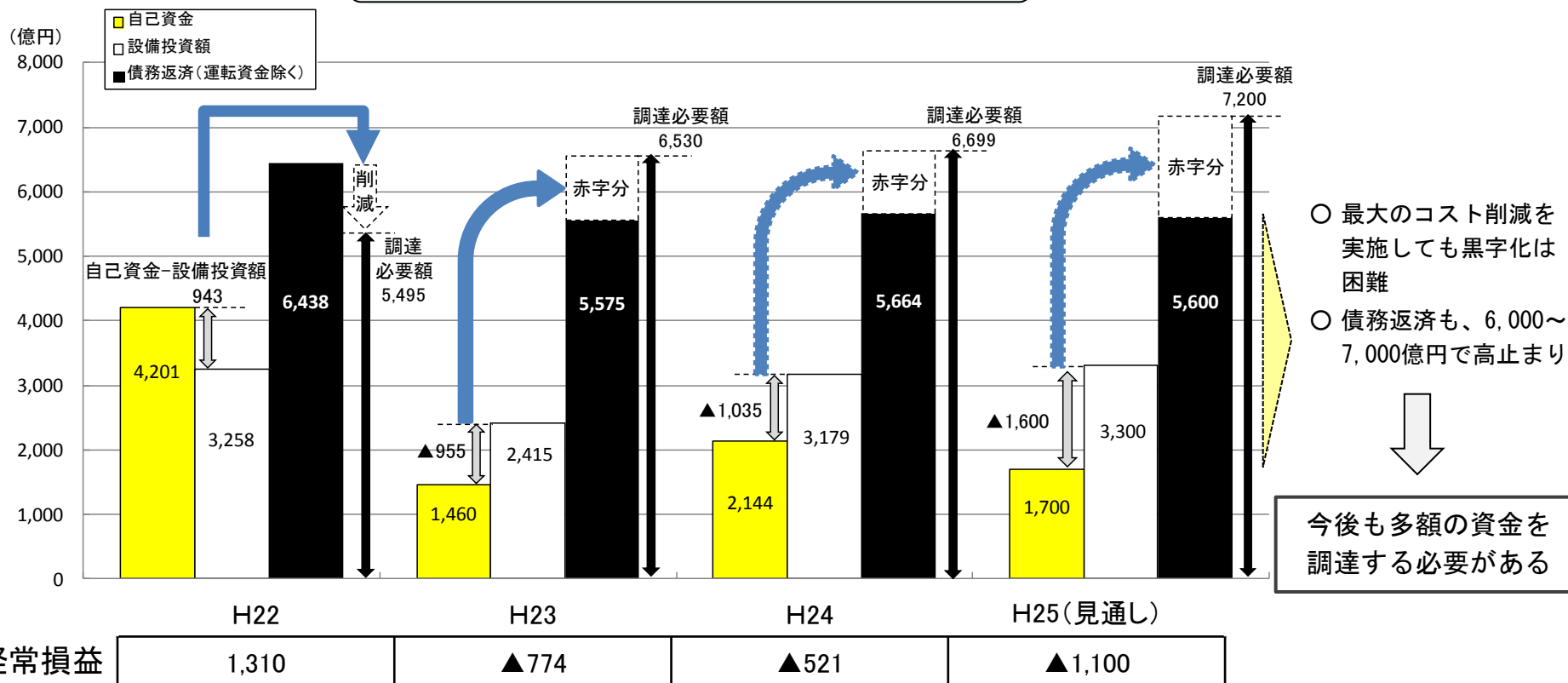
◆なお、値上げのお願い以降、お客さまから頂いたご意見や、電気料金審査専門小委員会・公聴会などでご指摘いただいた内容を踏まえ、より多くのお客さまにご理解いただけるよう、以下のように努めております。

ご高齢のお客さま	➤ ご高齢のお客さまに対しては、値上げ申請の内容について、よりよくご理解いただけるよう簡明な表現や文字を大きくする等の工夫を凝らしたPR資料を当社営業窓口にご用意しております。別紙3(省略) ➤ さらに、行政窓口へのPR資料の設置、行政広報誌への掲載、ご高齢のお客さまを対象とした説明会の実施等について、行政の協力をお願いを実施しております。
----------	---

2. (2) 資金調達コストと事業報酬の関係

- 資金調達コスト(支払利息相当)は、電気料金の原価に事業報酬として織り込まれておりますが、燃料費の大幅な増加の影響により収支が赤字となっており、現行の電気料金収入をもとにした自己資金では設備投資額を賄えず、今後も借り換えも含め多額の資金調達が必要となります。
- 3期連続の赤字となり、このまま具体的な収支改善の見込みが得られない場合、金融機関に不良債権と判断される蓋然性(確実性)が高まり、取引先金融機関から新規の融資を受けられなくなるおそれがあり、最悪の場合、資金繰りが行き詰まり、電気事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

当社の資金状況の推移

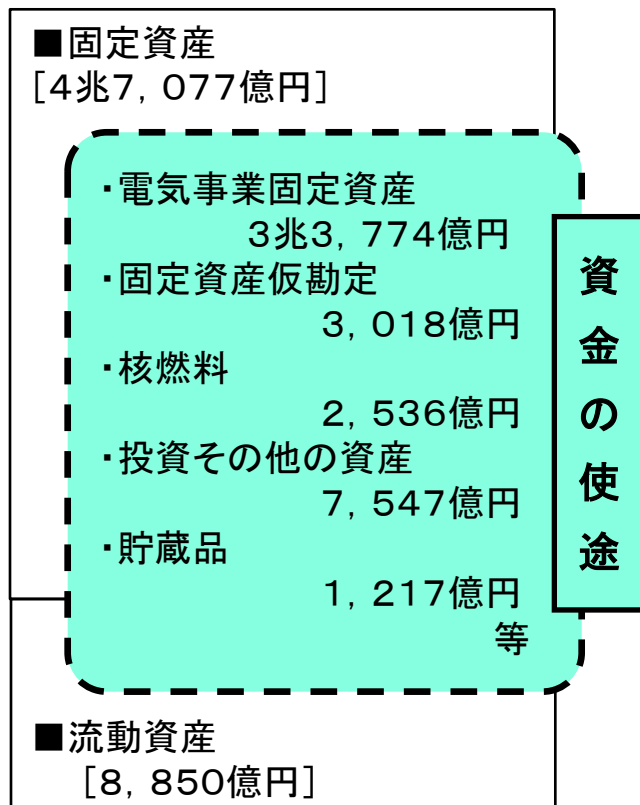


2. (3) 資産と資金調達の関係

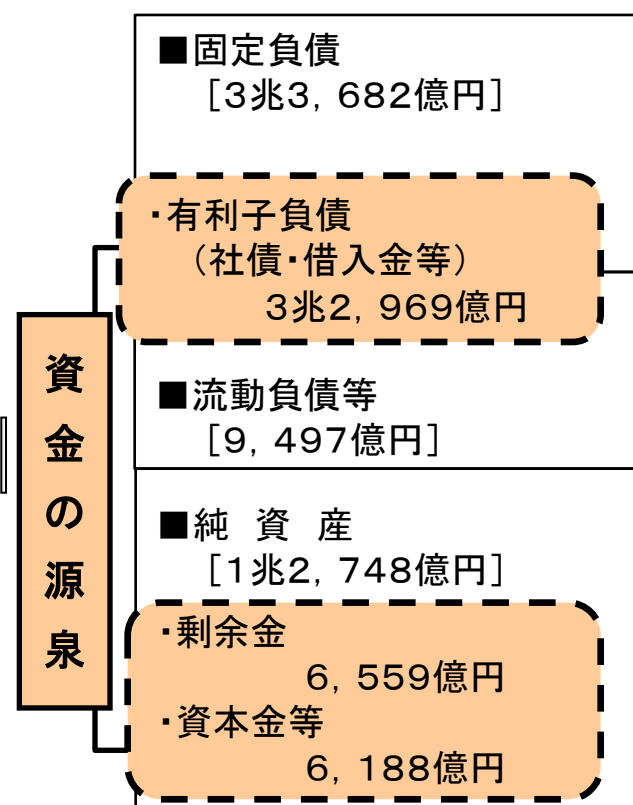
- 発電設備等の個々の資産については、どの財源で取得したかを明示することは困難ですが、発電設備等の取得にあたっては、原則として自己資金で取得し、不足する資金を社債や金融機関からの借入で調達することとしております。
- 平成24年度末時点の「資金の源泉」と「資金の使途」の関係を貸借対照表に基づきお示しすると、
 - ・ 「資金の源泉」は、社債や借入金などの有利子負債が3兆2,969億円、事業活動から生じた利益である剰余金が6,559億円、株主さまからの出資である資本金を含むその他の純資産が6,188億円となります。
 - ・ これらの資金を、発電設備などの電気事業固定資産（3兆3,774億円）や建設中の資産である固定資産仮勘定（3,018億円）、核燃料（2,536億円）の取得などに充てております。

《参考》H24年度末 貸借対照表残高

（貸借対照表の資産の部）



（貸借対照表の負債および純資産の部）



2. (4) 支払利息と平均利率の推移、資金調達①

- 当社は、平成12年の自由化以降、経営効率化の成果の一部を用いて財務体質の改善(過去に調達した利率の高い有利子負債の削減)を進めてきました。
- しかしながら、平成23年度の浜岡全号機停止に伴う燃料費負担の増加による厳しい収支状況などにより、有利子負債は増加に転じ、当社の資金調達利率のもとになる当社債スプレッド※は震災前に比べて大幅に上昇(震災前0.1%程度⇒震災後0.4%程度)しております。そのため、震災以降、国債などの市場金利が低下しているにもかかわらず、有利子負債の平均利率は、ほぼ横ばいとなっております。※国債の流通利回りに対する上乗せ利率
- 今後の資金調達利率については、国債などの市場金利の動向によっても変わるため、現時点では想定できませんが、このまま収支改善が図れない状況が継続すれば、一層上昇するおそれがあります。

◆支払利息と平均利率の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
有利子負債残高	27,440	25,207	25,099	30,045	32,969
支払利息	772	384	362	360	408
平均利率	2.79%	1.46%	1.44%	1.31%	1.30%

(注) 平均利率＝支払利息÷(前期末有利子負債残高＋当期末有利子負債残高)÷2

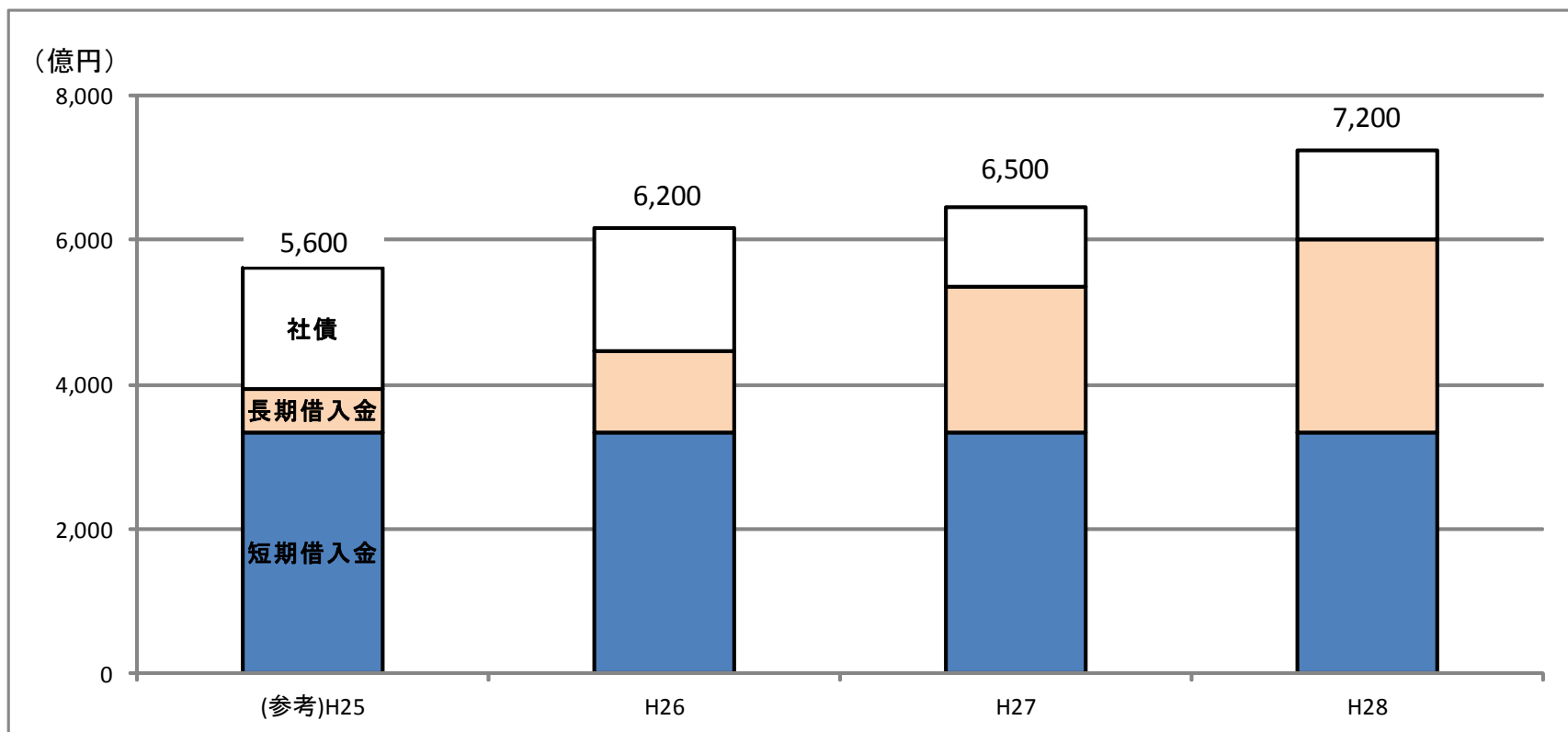
◆10年国債金利および当社債スプレッド推移



2. (4) 支払利息と平均利率の推移、資金調達②

- 平成26年度以降、原価算定期間の各年度に返済期限が来る、過去に借り入れた負債(社債・借入金)の金額は、6,000億円～7,000億円にも上ります。
- 現状のように自己資金で設備投資額が賅えない状態(赤字の状態)では、少なくとも返済額と同額の資金を新たに調達したうえで返済を行う(借り換えを行う)とともに、赤字分を追加で調達する必要があります。
- なお、平成26年度以降、債務の返済額が増えるのは、浜岡原子力発電所の停止に伴い急増した燃料費などを賅うため資金調達を大幅に増やした分の返済が徐々に始まることが要因です。

◆債務返済(運転資金除く)の推移



2. (6)配当政策

- 浜岡原子力発電所の全号機停止以降、火力燃料費が大幅に増加し、最大限の経営効率化を行ったとしても、平成25年度の業績見通しは、依然として大幅な経常損失を見込まざるを得ない状況であること、また、浜岡原子力発電所の運転再開時期も明確に見通すことができない状況であることなどを総合的に勘案し、平成26年3月期の中間・期末配当については見送らせていただきました。
- なお、平成26年度以降の具体的な配当の実施につきましては、経営状況等を総合的に勘案し決定するため、現時点では未定です。
- 当社は、今後も徹底した経営効率化に取り組み、電気料金の低廉化に努めるとともに、自己資本の充実・安定配当に努めてまいります。

<ご参考：株主還元に関する考え方>

株主還元につきましては、電力の安全・安定的な供給に不可欠な設備の形成・運用のための投資を継続的に進めつつ、財務状況などを勘案したうえで、安定配当に努めていくことを基本といたします

3. 電力需要想定・設備投資計画・予備率の考え方①

- 平成26～28年度の販売電力量・最大電力ともに、節電の影響は継続するものの、景気回復に伴う産業用需要の増加などから、緩やかな伸びとなる見通しです。平成29年度以降についても、同程度の節電の影響が見込まれるものの、経済成長などから、緩やかに増加していくと見込んでおります。
- 需要変動や電源トラブル等の需給変動に対し、安定供給の目安となる、最大3日平均電力の8～10%の供給予備率を確保してまいります。このため、高経年化が進んだ電源について、建設リードタイムを考慮しながら計画的に更新していくとともに、既設電源についても、年間の需給バランスや設備の保全状況に応じた計画的な補修等により、適切に維持・管理してまいります。
- 平成26～28年度においても、安定供給の目安となる供給予備率を確保しております。なお、平成34年度の供給予備率は、自社原子力等の復旧時期が見通せないため未定としておりますが、安定供給確保のため、今後とも適切な設備形成と運用に努めてまいります。

(単位: 億kWh、万kW、%)

項目 \ 年度	平成24 〔実績〕	平成25 〔推定実績〕	平成26	平成27	平成28	平成34	34／24 年平均増加率
販売電力量	1,266	1,256	1,256	1,266	1,268	1,332	0.5
最大電力 (最大3日平均・送電端)	2,385	2,486	2,422	2,430	2,438	2,514	0.5
供給予備率	11.2	7.9	13.7	12.5	13.7	(未定)	

4. (1)退職給与金①

1 退職給付制度の見直し内容

○ポイント制退職金制度の導入(平成23年度実施)

退職時の基本給に勤続年数に応じた係数を乗じて計算する退職金制度を改め、職能等級や勤続年数に応じた単年度ごとの対価をあらかじめ明示し、毎年累積し計算する「ポイント制」としました。

○終身年金の廃止(平成23年度実施)

年金資産保有額の圧縮により運用差損益を抑制し、退職給与金の安定・抑制を図ることを目的として終身年金を廃止し、自己責任のもと老後資金の準備を支援する制度として確定拠出年金を導入しました。

【支給割合(今回申請)】

支給項目	退職一時金	確定給付企業年金	確定拠出年金
割合	42%	34%	24%

※標準的な退職者(高卒、定年、主任クラス、勤続41.5年)の割合

確定給付企業年金は一時金換算額、確定拠出年金は会社掛金累計の合計額

2 数理計算上の差異償却費用について

平成24年度までの実績において既に発生している数理計算上の差異償却費用(発生翌年度から3年償却)を原価に反映しております。

なお、資産運用結果の影響を早期に解消し、また財政再計算を実施する期間や年金資産運用方針を改定するタイミングと合わせる観点から、償却期間は3年を採用しております。

※ 数理計算上の差異とは、年金資産の運用収益の予想と実績の差や退職給付債務算定時の予想と実績の差などにより生じます。

3 期待運用収益

期待運用収益率は、過去の運用実績をもとに2%を適用しております。

4. (2) 議員を兼任している社員数・給与の支払い

- 平成25年12月1日時点で、11名が県会議員、市会議員に就任しております。
- 議員に就任する従業員の人件費は、原価に算入しておりません。

(参考)

- 勤務時間中に議員に就任する従業員が公務活動をした時間分の給与は、支払わないこととしております。

4. (5) 顧問・相談役関連の費用

- 顧問・相談役に支払っている報酬や、執務スペース・社用車等の費用については、いずれも原価に算入しておりません。

項 目	取り扱い
報 酬	原価不算入
執務スペース、社用車	原価不算入
顧問・相談役の秘書	原価不算入

5. (2) 当社LNG購入価格の他電力との比較

- LNG購入価格は、電力他社と比較すると、若干低い水準となっています。



※電気料金審査専門委員会資料等をもとに当社試算(申請原価ベース。ただし、JLCと為替レートは補正)

5. (4) バイオマス発電の内訳

(億円、億kWh、円/kWh)

		今回 (H26～H28) A			前回 (H20) B			差引 A－B					
		金額	発電電力量	単価	金額	発電電力量	単価	金額	発電電力量	単価			
	水	力	—	86	—	97	—	—	▲11	—			
	火	力	12,384	1,146	10.81	7,415	969	7.65	4,969	177	3.16		
		石	油	系	261	14	19.09	421	25	16.96	▲160	▲11	2.13
		ガ	ス	系	10,857	845	12.85	6,017	656	9.18	4,840	190	3.67
		石	炭	系	1,266	287	4.41	976	288	3.39	290	▲2	1.03
	(バイオマス)		(20)	(1)	(14.57)	(-)	(-)	(-)	(20)	(1)	(14.57)		
	原	子	力	20	39	0.50	100	255	0.39	▲80	▲216	0.11	
新	エ	ネ	—	1	—	—	0	—	—	1	—		
自 社 計		12,403	1,272	9.75	7,514	1,321	5.69	4,889	▲49	4.06			

※1 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

2 石炭系欄下段()は、バイオマスの数値を再掲している。

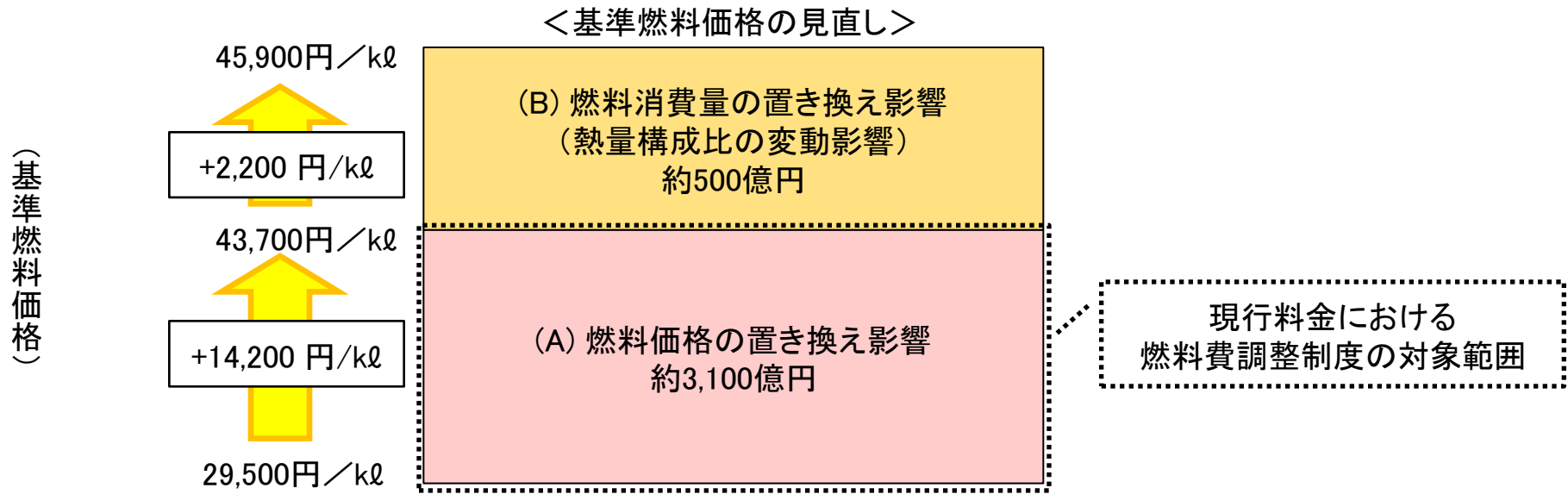
5. (7)燃料費調整制度と基準燃料価格の変更要因

		今回申請 (a)	現行 (b)	差引 (a-b)	
基準燃料価格(※1)		円/kℓ	45,900	29,500	16,400
CIF価格	原油	円/kℓ	65,706	59,131	6,575
	L N G	円/t	82,406	52,721	29,685
	石炭	円/t	10,702	8,406	2,296
換算係数 (※2)	α	—	0.0276	0.0445	▲ 0.0169
	β	—	0.4796	0.4282	0.0514
	γ	—	0.4263	0.5104	▲ 0.0841

(A) 燃料価格
の置き換え
(+14,200 円/kℓ)

(B) 燃料消費量
の置き換え
(+2,200円/kℓ)

※1 基準燃料価格 = 原油価格 × α + LNG価格 × β + 石炭価格 × γ
※2 各燃料の原油換算係数と熱量構成比によって算定



第四章 燃料費調整制度

(燃料費調整制度)

第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第二項(第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の二第七項、第十九条の二十一第二項(第二十条の三第一項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の二十二第七項、第二十条の二第七項又は第二十条の四第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額(同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額)に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額(以下「調整」という。)しなければならない。

- 2 基準平均燃料価格は、法第十九条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款の認可の申請の日(第十九条の二又は第十九条の二十二の規定により第十九条の二第一項各号に掲げる変動額又は第十九条の二十二第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第一項の変更の認可を受けた一般電気事業者にあっては、当該変更の認可を受ける前に定めていた供給約款の認可の申請の日)及び法第十九条第四項の規定により変更しようとする供給約款の届出の日において公表されている直近三月分の電気事業の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。以下「燃料」という。)ごとの円建て貿易統計価格(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。)の平均値に、電気事業の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量(メガジュールで表した量をいう。以下同じ。)を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値(石油にあっては、一)に原価算定期間において電気事業の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において電気事業の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの(以下「換算係数」という。)を乗じて得た額を合計した額とする。
- 3 実績平均燃料価格は、調整を行う月の五月前から三月前までの期間において電気事業の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 基準調整単価は、千円を単位として調整すべきキロワット時当たりの単価として、原価算定期間において電気事業の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を電気事業の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。

※一般電気事業供給約款料金算定規則より抜粋

7. (2) 申請原価における原子力発電費

- 申請原価における原子力発電費は、3ヶ年平均で1,114億円(一般管理費等配賦後1,410億円)です。

(億円)

	原子力発電費		
	計	固有※2	一般※2
人件費	115	83	32
燃料費	20	20	—
修繕費	186	185	1
資本費	538	356	181
減価償却費	361	356	4
事業報酬	177	—	177
原子力バックエンド費用	90	90	—
その他※1	461	379	82
合計	1,410	1,114	296

注：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※1 その他経費(委託費など)、公租公課(電源開発促進税・事業税を除く)

※2 固有の欄には、一般電気事業供給約款料金算定規則第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載。

7. (3)電気事業会計規則等の一部改正の影響(解体引当金)

- 原子力発電施設解体費は、原子力発電施設の解体費用を、運転開始から解体が本格化するまでの間(50年間)、定額法で引き当てるものであり、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき算定しております。
 - なお、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」は平成25年10月に改正されており、今回の原子力発電施設解体費は、改正後の省令に基づき算定しております。
- 改正前:生産高比例法(運転期間40年,平均設備利用率76%を前提として想定総発電電力量を設定)で稼働実績に応じて引当
- 改正後:①定額法へ変更(稼働状況に左右されない着実な引当、各期の引当額平準化)
②運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた期間を原則的な引当期間(解体本格化までに引当)
- この結果、旧制度により算定した場合と比べ34億円増加しております。なお、長期的には解体費総額に変更が無いため影響はありません。

		今 回				前 回	差 引
		H26	H27	H28	H26～H28 A	H20 B	A－B
浜岡原子力 発電所	1号機 (H21.1.30運転終了)	—	—	—	—	—	—
	2号機 (H21.1.30運転終了)	—	—	—	—	123	▲123
	3号機	1,294	1,294	1,294	1,294	1,884	▲590
	4号機	1,308	1,308	1,308	1,308	1,584	▲276
	5号機	1,873	1,873	1,873	1,873	1,638	235
合計		4,475	4,475	4,475	4,475	5,230	▲755
(参考)旧制度により算定した場合		—	568	2,536	1,034		

- ① 廃止措置に係る従来の料金・会計処理が、円滑かつ安全な廃止措置を行う上で適切なものになっているか、本年6月から8月にかけて「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」を開催し、廃炉に係る料金・会計制度を検証。
- ② 検証の結果、原子力発電において、「発電と廃炉は一体の事業である」との考え方に立ち、以下の料金原価上の扱い及び会計処理とすることが適切と整理され、これを元に改正省令が10月1日に施行。
 - (1) 発電所設備の減価償却

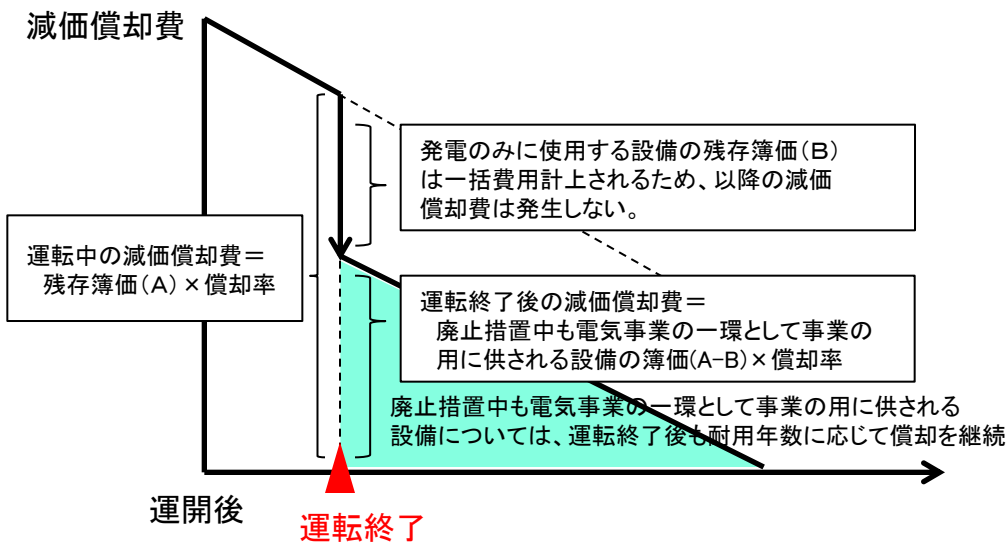
見直し前：運転終了を機に残存簿価を一括費用計上

見直し後：廃止措置中も電気事業の一環として「事業の用に供される設備」（例：格納容器等）については、運転終了後も減価償却費を料金原価に含め得ることとする。
 - (2) 解体引当金

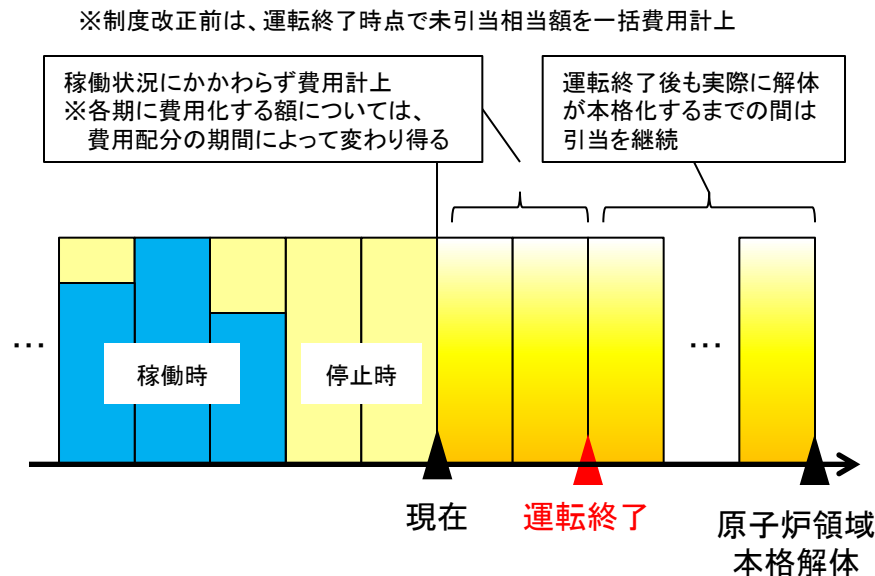
見直し前：生産高比例法（運転期間40年、平均設備利用率76%を前提として想定総発電電力量を設定）で稼働実績に応じて廃炉費用を積み立て

見直し後：①定額法へ変更（稼働状況に左右されない着実な引当、各期の引当額平準化）
②運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた期間を原則的な引当期間（解体本格化までに引当）
- ③ なお、今回の料金・会計ルールの変更を踏まえて料金値上げ申請を提出するかどうかは電力会社の経営判断。仮に申請がなされれば、電気料金審査専門小委員会において中立的・客観的な検討を踏まえ、最大限の経営効率化努力を踏まえたものであるかどうか厳正に審査されることとなる。

(1) 減価償却制度の改正後のイメージ



(2) 解体引当金制度の改正後のイメージ



10. (1)「中部電力グループ経営ビジョン2030」の取扱い

30

- ご指摘いただきましたとおり、東日本大震災後のエネルギーを取り巻く環境やお客さまや社会から求められる電力会社の姿は大きく変わっていると認識しており、「中部電力グループ経営ビジョン2030」における具体的な将来像や、ゼロ・エミッション電源比率などの定量イメージについては、改めて検討することが必要と考えております。
- このため、詳細は現在政府で議論されている新たなエネルギー基本計画などの動向を踏まえたうえで検討する必要があると考えますが、まずは弊社ホームページ上の掲載において、検討してまいる姿勢を表明させていただきました。

弊社ホームページの掲載（平成25年11月25日より太枠部を追加）

ご指摘のとおり、弊社としまして、改めて検討することが必要と考えておりますので、その姿勢を表明させていただきました

会社情報

経営ビジョン

「中部電力グループ経営ビジョン2030」の取扱いについて

2011年2月策定の「中部電力グループ経営ビジョン2030」について、現在の取扱いは以下のとおりです。

いかなる経営環境においても、「くらしに欠かせないエネルギーをお届けし、社会の発展に貢献する」という企業理念は変わるものではありません。

また、「中部電力グループ経営ビジョン2030」で掲げた「エネルギーに関するあらゆるニーズにお応えし、成長し続ける企業グループ」という「目指す姿」の方向性も堅持してまいります。

しかしながら、現在、当社を取り巻く環境は大きく変化していることから、「中部電力グループ経営ビジョン2030」における具体的な将来像や、ゼロ・エミッション電源比率などの定量イメージについては、エネルギー政策などの環境変化を踏まえ、お客さまや社会からの信頼とご期待にお応えできるよう、今後、あらためて検討を進めてまいります。

中部電力グループ 経営ビジョン2030

[PDF バンフレット\(全文\)\[PDF:6,036KB\]](#)

[PDF トップメッセージ\[PDF:591KB\]](#)

[PDF 中部電力グループ企業理念\[PDF:170KB\]](#)

[PDF 「目指す姿」と「目指す姿」の実現に向けた4つのミッション\[PDF:549KB\]](#)

[PDF ミッション1「低炭素で良質なエネルギーの安価で安定的な届け」\[PDF:693KB\]](#)



10. (2) ステークホルダー毎の負担の分担

- 厳しい経営状況により、規制部門のお客さまについては、4.95%の値上げを、自由化部門のお客さまについては、8.44%の値上げをお願いさせていただいております。
- こうした中、役員、従業員については、役員給与や給料手当をメルクマール水準まで引き下げております。
- 取引先については、競争発注の拡大等により、発注価格を削減していくこととしております。
- 株主の皆さまには、平成26年3月期の期末配当についても、中間配当に引き続き見送らせていただく予定です。
- 金融機関からは、格付の低下など当社財務リスクが高まる中、引き続き融資をいただいております。

(単位: 億円)

	平成26～28年度平均(原価算定期間)	
お客さま	・規制部門 : 平均4.95%(482) ・自由化部門: 平均8.44%(1,145)	1,627
役 員	・役員給与の削減	▲460
従 業 員	・基準賃金の削減を始めとした社員年収水準の引下げ ・保養所の全廃等による厚生費の削減 等	
取引先等	・安価な調達による燃料費の削減、購入電力料の削減 ・競争的発注の拡大等による調達価格の削減 ・販売活動等に係る普及開発関係費・研究費等の削減 等	▲1,391 (▲1,173)
合計		▲1,851 (▲1,633)

※()内の数値は、費用換算後の値

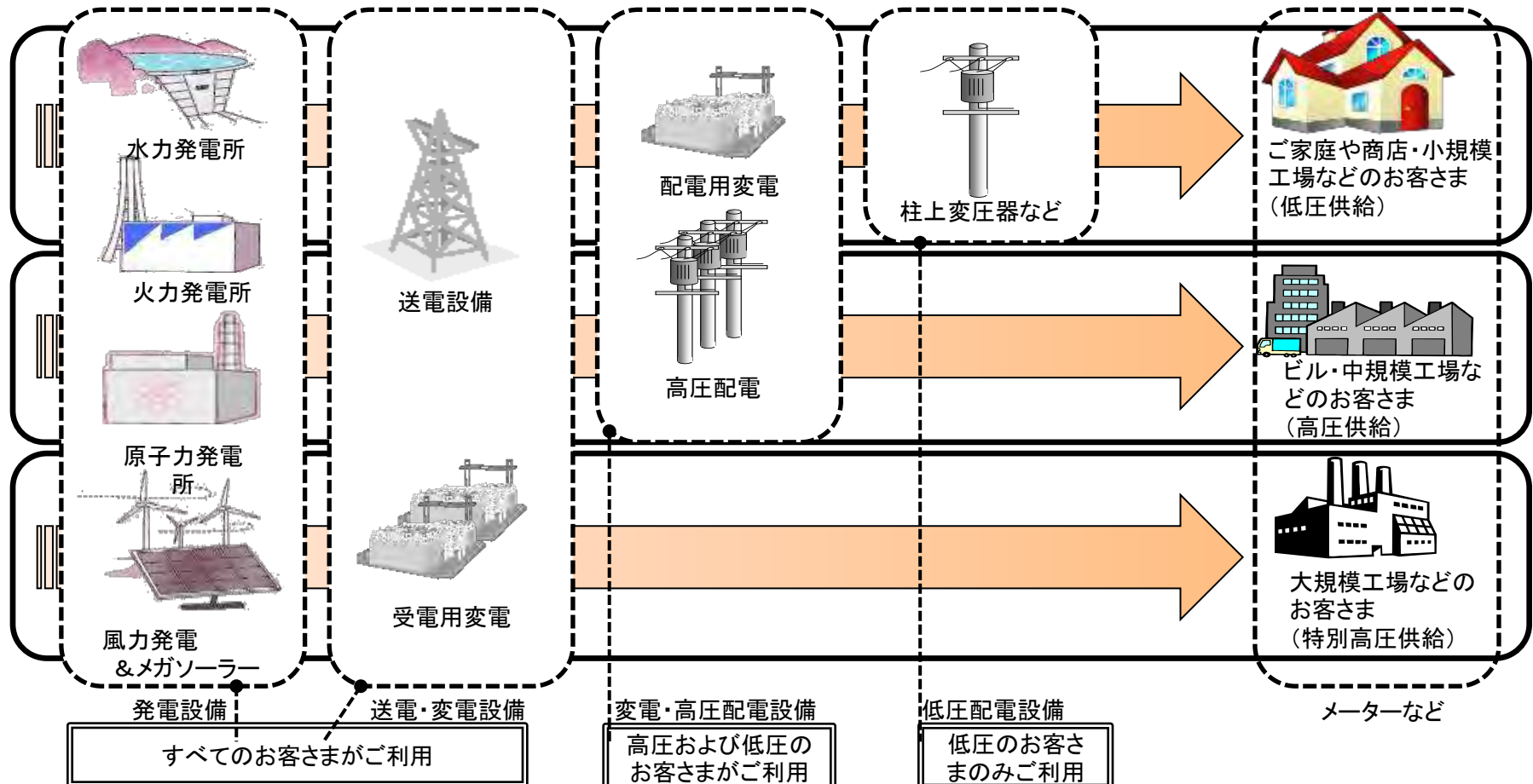
		配当等の状況 <発行済み株式数約7.5億株(自己株式除く)>	
株 主	配当	平成26年3月期中間配当より無配(震災前60→0円/株)	▲450
	1株あたりの純資産	平成22年度末: 1,960円 → 平成25年度見通し: 1,580円程度	▲2,900程度

		震災前	震災後(直近)
金融機関	格付け	ムーディーズ: Aa2、R&I: AA+	ムーディーズ: A3、R&I: A+
	借入金残高	平成22年度末: 10,261億円	平成24年度末: 22,099億円

10. (3) 規制部門と自由化部門の費用の配賦①

＜電気をお届けするまでの流れ＞

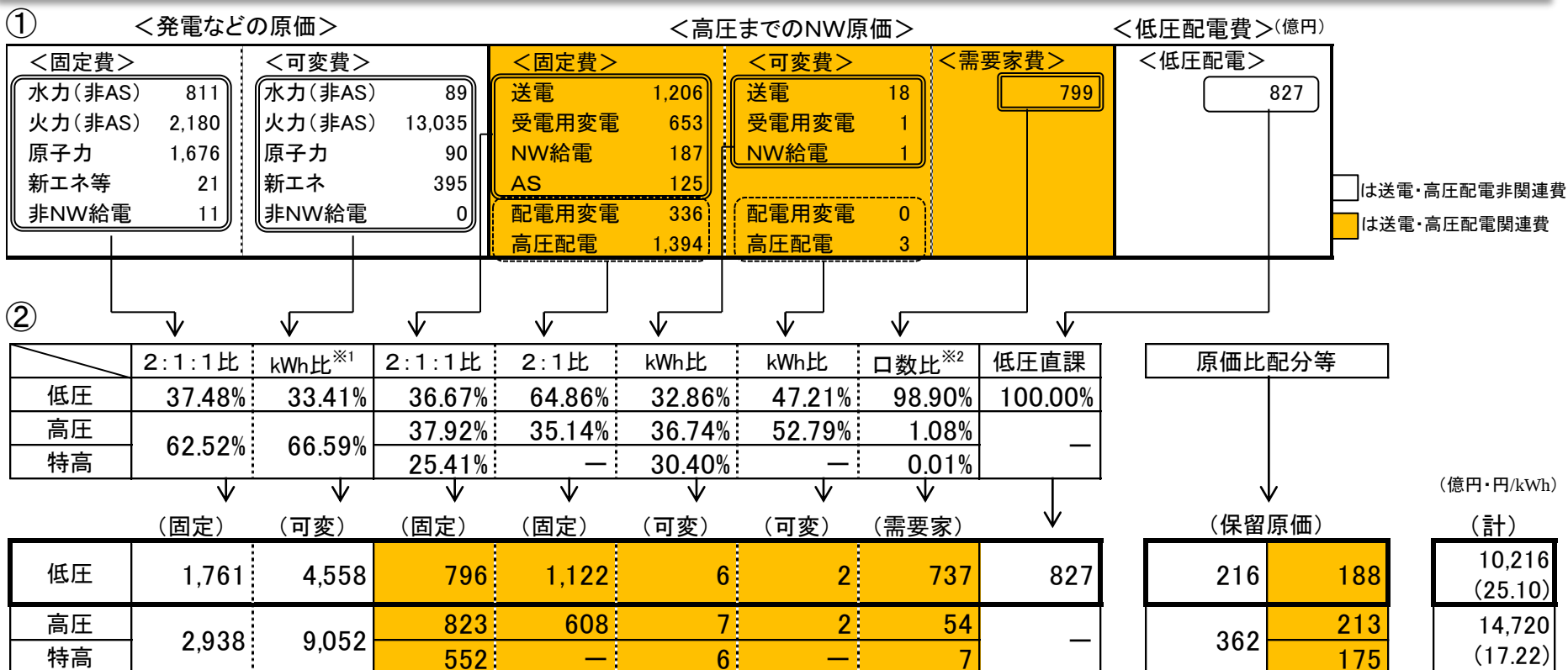
- 規制部門のお客さまに電気をお届けするためには、発電所などに係る費用や燃料費の他、電気をお送りするための送電・変電・配電設備などの費用、また、メーターや検針の費用などが必要となります。
- その際、発電所や送電設備などについては、すべてのお客さまが共通して使用される設備であるため、当該設備に係る費用は、規制部門と自由化部門のお客さまに分担してご負担いただくことが適切と考えられます。
- 一方、規制部門のお客さまのみご利用になる設備(柱上変圧器など)については、規制部門のお客さまにご負担いただくことが適切と考えられます。
- このように、規制部門のお客さまにご負担いただく料金原価を算定するためには、設備などのご利用形態の違いを勘案して、総原価を規制部門と自由化部門に配分することが必要となります。



10. (3) 規制部門と自由化部門の費用の配賦③

<総原価の規制部門・自由化部門への配分>

- ① 規制部門のお客さまにご負担いただく料金原価を算定するために、総原価を機能別に整理し、費用の性質により、「固定費」「可変費」「需要家費」に区分します。
- ② 「固定費」「可変費」「需要家費」に区分した原価を、規制部門および自由化部門に配分します。
この時、「可変費」は、ご使用電力量に応じて増減するため、電力量の比率で配分します。
メーターや検針などのコストである「需要家費」は、お客さまの口数に応じて増減するため、口数比で配分します。
「固定費」は、電力量だけでなく、最大電力(kW)に応じて発生すると考えられますので、2:1:1比などにより配分します。
なお、低圧配電費は、低圧のお客さまのみご利用になる設備に係る費用のため、規制部門に配分します。



※1 事業者ルールにより電源種別別に比率を設定しています。

※2 需要家費のうち、需要家設備関連費用については、事業者ルールにより、設備の差異、費用の発生原因等を勘案して配分しています。

【参考】 2:1:1比と2:1比

- 2:1:1配分比率(%) = (最大電力ウェイト×2 + 夏期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 冬期尖頭時責任電力ウェイト×0.5 + 発受電量ウェイト×1) / 4
- 2:1配分比率(%) = (延べ契約電力ウェイト×2 + 発受電量ウェイト×1) / 3

10. (3) 規制部門と自由化部門の費用の配賦⑤

34

<今回申請原価の配分結果および2:1:1比の諸元イメージ>

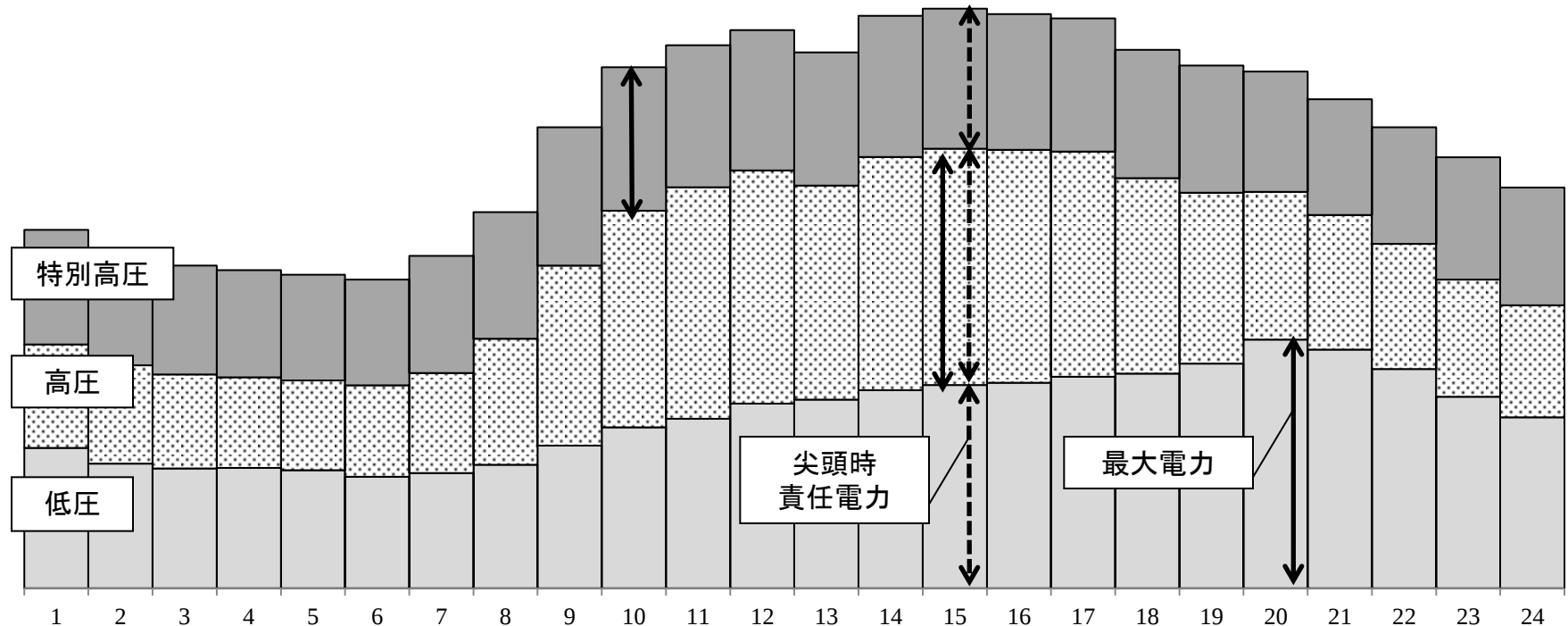
【今回申請原価の配分結果】

(億円、億kWh、円/kWh)

	送電・高圧配電非関連費			送電・高圧配電関連費			合計※1		
	原価	需要※2	単価	原価	需要※2	単価	原価	需要※2	単価
低圧	7,363	407	18.09	2,853	407	7.01	10,216	407	25.10
高圧	12,352	855	14.45	1,707	476	3.59	14,720	855	17.22
特高				740	400	1.85			
合計	19,715	1,262	15.62	5,299	1,283	4.13	24,935	1,262	19.76

※1 合計は、接続供給に伴う託送収益を除いた値になります。 ※2 自社分を除きます。

【2:1:1比の諸元イメージ】



- ・ 尖頭時責任電力・・・夏期・冬期の最大電力発生時（夏期の場合は15時）における電圧別（特別高圧・高圧・低圧）の需要電力
- ・ 最大電力・・・年間最大電力発生日（夏期）における電圧別の最大需要（低圧の場合は20時）

10. (3) 規制部門と自由化部門の費用の配賦⑥

35

＜規制部門・自由化部門別の販売電力量・原価額・利益＞

- 今回申請原価における事業報酬の規制部門の割合は約50%であり、前回改定とほぼ同程度の割合となっております。
- また、前回改定から平成24年度までの部門別収支の実績は以下のとおりです。
- 平成20年度、23年度および24年度は、燃料価格の高騰や原子力利用率の低下等により、事業費用に占める燃料費の割合が相対的に大きい自由化部門の収支がより圧迫されたため、規制部門と自由化部門の利益額の割合に乖離が生じました。
- 一方、平成21年度、22年度は、原油価格の高騰が落ち着いたことなどにより、乖離は小さくなっております。

(単位: 億kWh、億円)

		申請原価 (H26改定)	前回改定 (H20改定)	部門別収支実績				
				H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
販売電力量	規制部門	407(32%)	430(32%)	421(32%)	414(34%)	439(34%)	422(33%)	416(33%)
	自由化部門	855(68%)	927(68%)	875(68%)	813(66%)	868(66%)	855(67%)	848(67%)
原価額	規制部門	10,216(41%)	9,231(42%)	9,637(42%)	9,056(44%)	9,385(44%)	9,473(43%)	9,639(43%)
	自由化部門	14,720(59%)	12,717(58%)	13,255(58%)	11,383(56%)	11,897(56%)	12,475(57%)	13,006(57%)
事業報酬	規制部門	532(47%)	606(47%)	—	—	—	—	—
	自由化部門	605(53%)	688(53%)	—	—	—	—	—
利益額	規制部門	—	—	628(65%)	750(48%)	694(52%)	6(—)	▲43(—)
	自由化部門	—	—	340(35%)	825(52%)	650(48%)	▲679(—)	▲584(—)
(参考)原子力利用率		12.4%	59.6%	56.1%	46.0%	49.7%	8.2%	—

※ 販売電力量は、自社消費分を除きます。

※ 原価額について、前回改定および申請原価には原価額(接続供給に伴う託送収益を除く)、実績には一般電気事業部門別収支計算規則における電気事業収益を記載しております。

※ 利益額は、一般電気事業部門別収支計算規則における電気事業収益から電気事業費用を除いたものになります。

※ 原子力利用率について、H21.1.30以降は浜岡1,2号除きで算定しております。

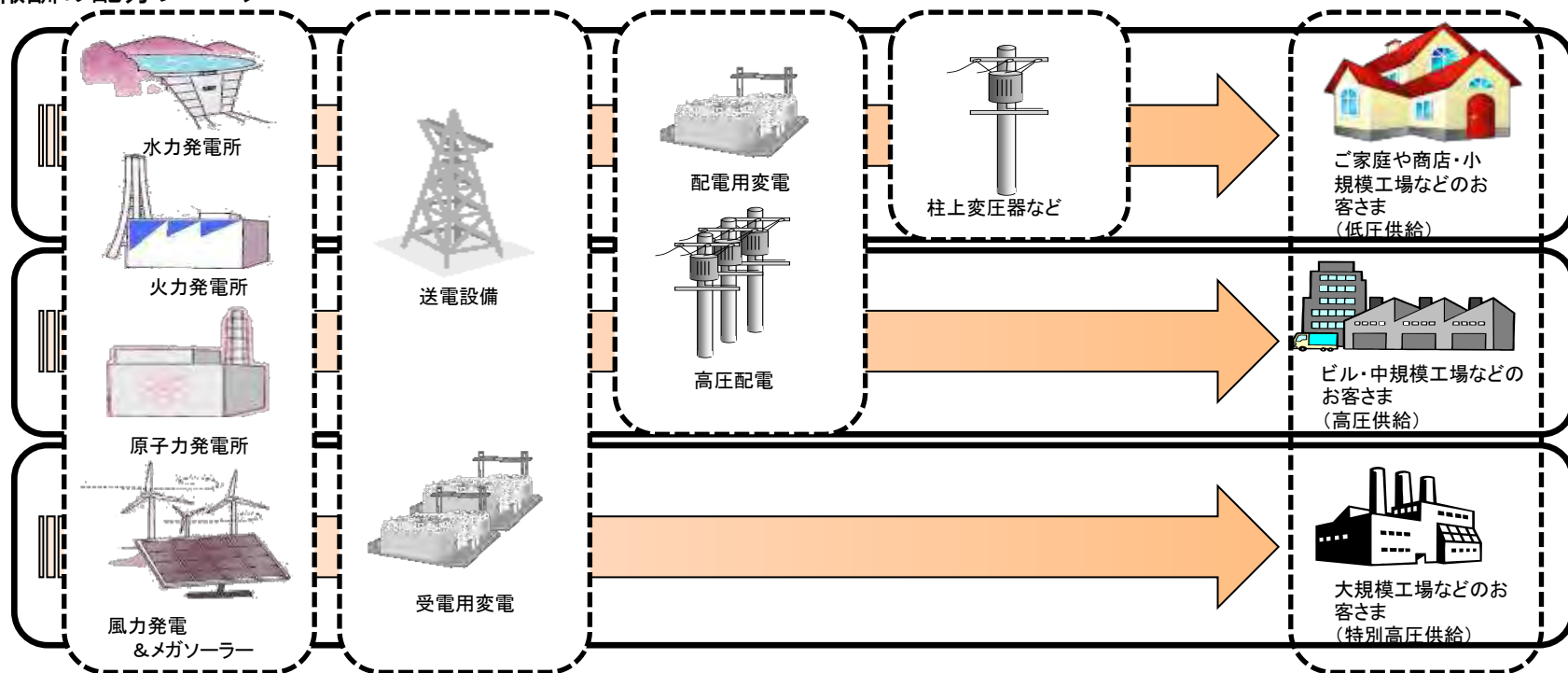
10. (3) 規制部門と自由化部門の費用の配賦⑦

36

<事業報酬の規制部門・自由化部門への配分>

- 電気事業は、お客さまに電気をお届けするために、発電設備や送電設備など多大な設備を必要とし、その設備に必要なとなる資金を、金融機関や株主さまから調達した上で、長期間にわたって使用していく事業です。したがって、資金調達コストに相当する事業報酬は、電気をお届けするまでの設備に応じて必要になると考えられます。
- この考え方のもと、事業報酬については、設備にかかる費用と同様のプロセスで配分しており、設備のご利用状況が反映されることとなります。

<事業報酬の配分フロー>



事業報酬配分	発電	送電・変電	変電・高圧配電	低圧配電	その他	計
規制部門	209 (37.30%)	107 (36.67%)	118 (64.86%)	80 (100.00%)	17 (81.02%)	532 (46.80%)
自由化部門	352 (62.70%)	185 (63.33%)	64 (35.14%)	—	4 (18.98%)	605 (53.20%)

※「発電」に非ネットワーク給電費、「送電・変電」にアンシラリーサービス費、ネットワーク給電費を含む。「その他」は需要家費、一般販売費。

- 当社は、1974年(昭和49年)8月に政治献金を行わない旨を決定・公表し、現在行っておりません。
- 役員個人が政治献金を行うことについては、それぞれの判断によるものであり、当社として特に申し上げることはありません。